

山里小学校いじめ防止基本方針

1 概要

<目的>

国・県・市の基本方針を受け、いじめ防止に向けた本校の基本方針を策定し公表するものであり、その目的は、学校、保護者、地域が一体となって、心身に重大な影響を及ぼすいじめから児童を守り育むとともに、児童が安心して生活し学ぶことができる学校づくりのため、いじめ防止に向けた取組を明らかにすることにある。

「いじめは人として絶対に許されない」との意識を学校全体で共有し、本校教育目標の具現化に向けた取組を学校、保護者、地域の連携のもとで推進する。

<学校教育目標>

「やさしさと 思いやりで 笑顔がいっぱい」

平和を大切に作る心とともに、確かに豊かな学力を身に付け、社会の変化に対応できる子どもの育成を図る。

<めざす子ども像>

- や・・・やさしく思いやりのある子ども
- ま・・・まわりのことを考えて行動する子ども
- ざ・・・さいごまでやりぬくたくましい子ども
- と・・・ともだちとともに学び合う子ども

いじめ対策委員会

<校内組織>

- 定期的な生活指導連絡会の開催、情報交換
- いじめの防止や早期発見についての協議
- いじめ発生時の対応協議、役割分担
 - ・校長 ・副校長 ・教頭 ・教務主任
 - ・生活指導主任 ・担任 ・学年主任 ・特別支援コーディネーター
 - ・相談担当 ・養護教諭

<専門家・外部関係者>

- 日常的な相談、助言
 - ・スクールカウンセラー
 - ・主任児童委員
 - ・警察スクールサポーター

<子どもを守るネットワーク>

- 定期的な情報交換会の開催
- いじめ発生時の対応協議
 - ・PTA会長 ・PTA副会長
 - ・学校評議員 ・自治会長
 - ・民生委員 ・少年補導委員(市)
 - ・少年補導員(警察) ・地元交番

<関係機関>

- いじめ発生時の連携
 - ・長崎市教育委員会
 - ・浦上警察署
 - ・市子育て支援課
 - ・県子ども女性障害者支援センター

<児童会>

- 日常的な啓発活動の取組
 - ・共遊
 - ・代表委員会
 - ・標語
 - ・人権集会

2 いじめ問題への取組

いじめの防止

- ① 一人で抱え込まず、多くの職員が関わる組織的な指導体制を確立する。
- ② 教師のための研修を実施し、観察力、対応力、指導力等を向上させる。
- ③ すべての教育活動の中で人権意識や生命尊重の意識を高める指導を行う。
- ④ 道徳教育の充実を図り、道徳的実践力を培う。
- ⑤ 互いの信頼関係の中で「夢・憧れ・志」を育み、子どもの自己肯定感を高める。
- ⑥ 児童会活動などで思いやりの心を育み、子どもの自己指導能力を高める。
- ⑦ 家庭・地域社会、関係機関との連携を深め、情報交換、協議の場を充実させる。
- ⑧ 文書、ホームページ等により学校の基本方針を周知させる。
- ⑨ 取組の成果をしっかりと評価し、改善を図る。

いじめの早期発見

- ① 教職員による観察や情報交換を充実させる。
- ② 定期的なアンケートや個人面談を実施し、実態把握に努める。
- ③ 相談箱の活用について働きかけると共に教育相談体制を充実させる。
- ④ 児童と共に活動したり遊んだりすることによって、様々な情報の収集に努める。
- ⑤ 外部の相談機関等を周知させる。

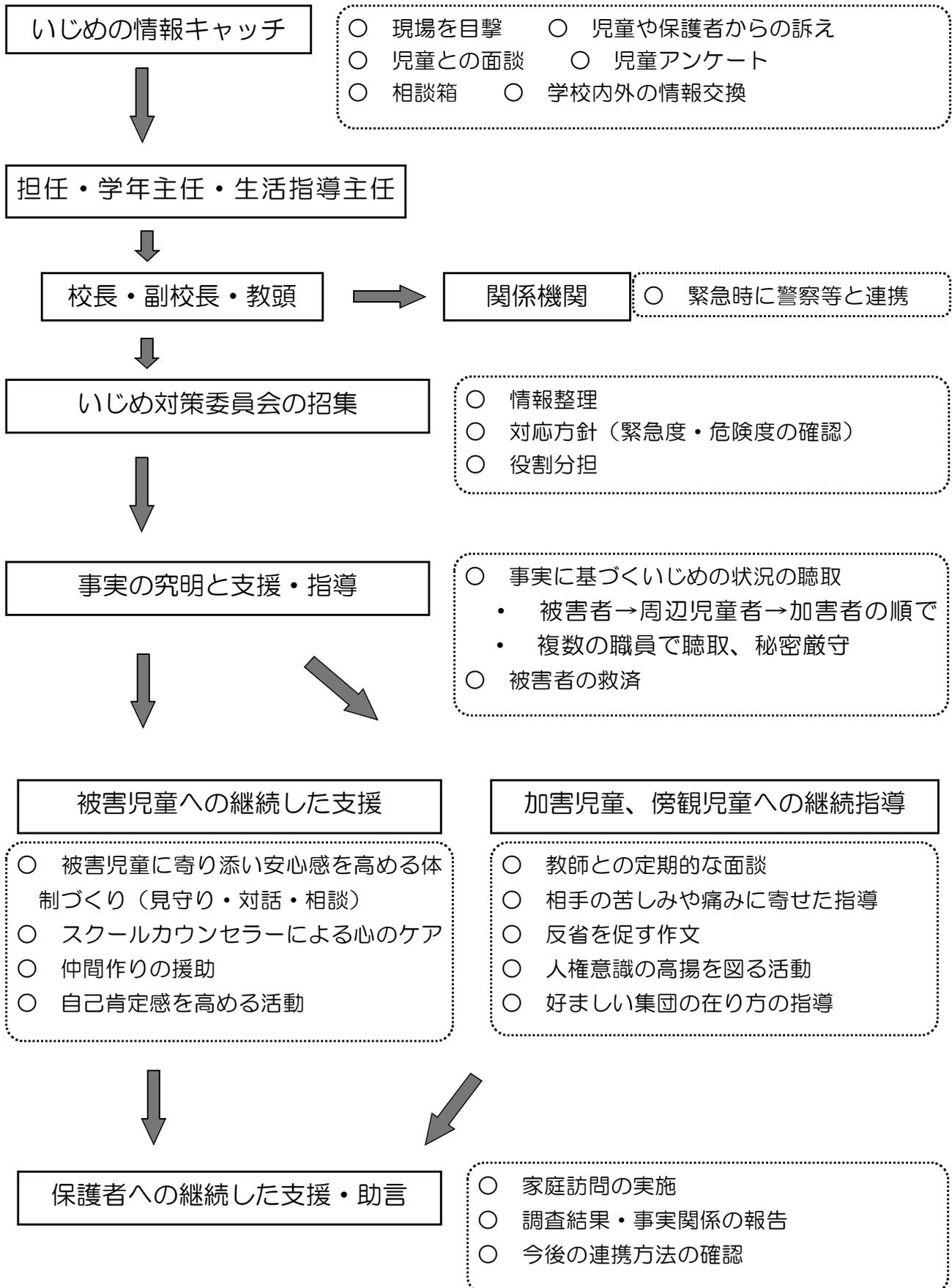
いじめに対する措置

- ① いじめの発見、相談があったときはただちに校長に報告する。
- ② 校長はいじめ防止対策委員会を招集し、組織的な対応を進める。
- ③ いじめられた児童及びその保護者への支援は迅速に行う。
- ④ いじめた児童への指導又はその保護者への助言を適切に行う。
- ⑤ おもしろがったり傍観したりせず、好ましい集団となるよう働きかける。
- ⑥ ネット上の不適切な書き込み等はただちに削除し、関係機関と連携する。

重大事態発生時の取組

- ① 長崎市教育委員会へ迅速な報告を行う。 学校 → 市教育委員会 → 市長
- ② 浦上警察署等の関係機関へ通報し、適切な援助を求める。
- ③ 学校または教育委員会の主体で詳細な調査を行い、事実関係を把握する。
- ④ 調査結果について、速やかに報告を行う。 学校 → 市教育委員会 → 市長
- ⑤ いじめを受けた児童及びその保護者に対し、進捗状況や調査結果を説明する。
- ⑥ 市長による再調査がある場合はそれに協力する。

3 いじめが発生した場合の対応



4 いじめのチェックリスト

< 学校 >

- からだや体調
 - ・衣服の汚れ、破れ
 - ・あざ
 - ・保健室、職員室への頻繁な出入り
- しぐさや態度、表情
 - ・おどおどした様子
 - ・暗い表情
 - ・視線を合わせない
 - ・ぼんやり
- 友達との関係
 - ・人への気づかい
 - ・人のいいなり
 - ・交友関係の変化
 - ・嫌なあだ名
 - ・隣の席にだれも座らない
- 生活面
 - ・納入金の滞納
 - ・持ち物隠し
 - ・机、かばんが荒らされる
 - ・実名やあだ名での落書き
 - ・学級写真の顔へのいたずら
 - ・何度も当番活動を行う
 - ・欠席、遅刻、早退の増加

< 家庭 >

- からだや体調
 - ・腕や足を隠して見せない
 - ・登校時に体の不調を訴える
- 服装
 - ・ボタンがとれている
 - ・服装の乱れ
 - ・衣服の汚れ
- 持ち物
 - ・筆箱、かばん等の破損
 - ・持ち物が頻繁に紛失、破損
 - ・ナイフの持ち歩き
- 金銭
 - ・金遣いの荒さ
 - ・お金をねだる
 - ・金品の持ち出し
- 生活面
 - ・学習意欲の低下
 - ・忘れ物の増加
 - ・家族との会話の減少
 - ・部屋への閉じこもり

5 年間活動計画（研修計画も含む）

月	活動内容	月	活動内容
4月	生活連絡会・個人面談	10月	生活連絡会
5月	生活連絡会・教育相談（年間をとおして実施）	11月	生活連絡会・児童アンケート 平和週間
6月	児童アンケート・個別面談 長崎っ子の心を見つめる教育週間	12月	生活連絡会・人権集会 生徒指導研修会
7月	生活連絡会・保護者面談	1月	生活連絡会
8月	生徒指導研修会	2月	生活連絡会・平和週間
9月	生活連絡会	3月	生活連絡会・児童アンケート

6 様々な相談機関

教育研究所教育相談	0120-556-275	子ども・女性・障害者支援センター	844-5132
子ども総合相談 （子育て支援課）	822-8573	子ども・家庭110番	847-1117
	825-5624	ヤングテレホン	0120-78-6714
親子ホットライン	0120-72-5311	こどもの人権110番	0120-007-110
こころの電話	847-7867	長崎いのちの電話	842-4343